

(別紙)

諮問番号：平成30年度諮問第4号

答申番号：平成30年度答申第4号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求は、理由がないため行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により棄却すべきである、との審査庁の意見は妥当である。

第2 審査請求に至る経過

- 1 審査請求人は、平成30年1月1日現在で神戸市 [REDACTED] [REDACTED] に住民登録し、同所に住所を有する個人である。
- 2 処分庁は、平成30年6月12日付けで、審査請求人の平成30年度の市民税及び県民税（以下「市民税等」という。）を賦課する旨の決定（以下「本件賦課処分」という。）をし、市民税・県民税税額決定（納税）通知書（年度30区 [REDACTED] 通知書番号 [REDACTED]）より、審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、平成30年6月19日、本件賦課処分の取消しを求める審査請求をした。

第3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人

平成29年12月に失業し、平成30年1月より急性肺炎の治療のため、通院中である。収入が激減した上、出費がかさみ、生活が維持できないので、今年の収入に応じた税金額に計算し直してほしい。

2 審査庁

本件審査請求については、理由がないため行政不服審査法第45条第2項

の規定により，棄却されるべきである。

第4 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は，理由がないため行政不服審査法第45条第2項の規定により，棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 本件賦課処分について

審査請求人は，平成30年の収入に応じた税金額に計算し直すことを求めているが，個人の市民税等の所得割の課税標準は，前年の所得について算定した総所得金額，退職所得金額及び山林所得金額とする（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第32条第1項及び第313条第1項，神戸市市税条例（昭和25年8月神戸市条例第199号。以下「市税条例」という。）第20条第1項並びに兵庫県税条例（昭和35年兵庫県条例第63号。以下「県税条例」という。）第16条第1項）ものとされている。したがって，平成30年度の市民税等について平成30年の収入に係る所得を課税標準として税額を計算することは許されず，審査請求人の主張は，採用できない。

本件賦課処分に係る税額についても，処分庁の主張のとおり，法並びに市税条例及び県税条例の規定に従って算定されており，違法又は不当な点は認められない。

(2) 市民税等の減免について

審査請求人の主張は，本件賦課処分において，疾病のため失業し，給与を失うと同時に治療費もかさみ，経済的に困窮していることを理由として，市民税等の減免を求めているものとも考えられるため，以下，検討する。

ア 個人の市民税等の減免については，法第323条において，「貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限

り、当該市町村の条例に定めるところにより、市町村民税を減免することができる。」と規定している。なお、個人の県民税については、法第45条において、個人の市町村民税の減免が行われた場合には、その納税者に係る県民税についてもその市町村民税に対する減免額の割合と同じ割合によって減免されたものとする事とされている。

イ 上記法の規定を受けて、神戸市では、市税条例第33条第1項第2号において、「当該年度の初日の属する年中の普通所得の金額…が前年の普通所得の10分の5に相当する金額以下に減少すると認められる者であつて前年の合計所得金額が400万円…以下のもの」で市長が必要と認めるものに対し、市民税を減免するとしている。また、同条例第34条第1項において、「市民税の減免を受けようとする個人は、賦課期日の属する年度の次年度の末日までに事由を証する書類を添えて、市長に申請しなければならない。」とされ、同条第2項において、「市長は、…個人の市民税を減免すべき事由があることが明らかなきは、職権で減免することができる。」としている。

(3) 本件賦課処分に係る減免について

審理関係人の主張及び提出された一件資料からは、審査請求人から処分庁に対し、市税条例第34条第1項に基づく市民税の減免申請がなされたという事実は認められない。また、同条第2項に規定する「個人の市民税を減免すべき事由があることが明らか」であることを示す事実も認められず、処分庁が職権で減免することも適当でない。

したがって、処分庁が、本件賦課処分において、市税条例第33条第1項第2号に基づく市民税の減免を行わなかったことについて、何ら違法又は不当な点は認められない。

(4) 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件賦課処分に違法又は不当な点は認められない。

第5 調査審議の経過

平成30年10月19日 第1回審議

平成30年11月20日 第2回審議

平成30年12月18日 第3回審議

第6 審査会の判断

1 本件賦課処分について

審査請求人は、平成30年の収入に応じた税金額に計算し直すことを求めているが、個人の市民税等の所得割の課税標準は、前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額とする（法第32条第1項及び第313条第1項、市税条例第20条第1項並びに県税条例第16条第1項）ものとされている。したがって、平成30年度の市民税等について平成30年の収入に係る所得を課税標準として税額を計算することは許されず、審査請求人の主張は、採用できない。

本件賦課処分に係る税額についても、法並びに市税条例及び県税条例の規定に従って算定されており、違法又は不当な点は認められない。

2 市民税等の減免について

審査請求人の主張は、本件賦課処分において、疾病のため失業し、給与を失うと同時に治療費もかさみ、経済的に困窮していることを理由として、市民税等の減免を求めているものとも考えられるため、以下、検討する。

(1) 個人の市民税等の減免については、法第323条において、「貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例に定めるところにより、市町村民税を減免することができる。」と規定している。なお、個人の県民税については、法第45条において、個人の市町村民税の減免が行われた場合には、その納税者に係る県民税についてもその市町村民税に対する減免額の割合と同じ割合によって減免されたものとするものとされている。

(2) 上記法の規定を受けて、神戸市では、市税条例第33条第1項第2号において、「当該年度の初日の属する年中の普通所得の金額…が前年の普

通所得の10分の5に相当する金額以下に減少すると認められる者であつて前年の合計所得金額が400万円…以下のもの」で市長が必要と認めるものに対し、市民税を減免するとしている。また、同条例第34条第1項において、「市民税の減免を受けようとする個人は、賦課期日の属する年度の次年度の末日までに事由を証する書類を添えて、市長に申請しなければならない。」とされ、同条第2項において、「市長は、…個人の市民税を減免すべき事由があることが明らかなきときは、職権で減免することができる。」としている。

3 本件賦課処分に係る減免について

審理関係人の主張及び提出された一件資料からは、審査請求人から処分庁に対し、市税条例第34条第1項に基づく市民税の減免申請がなされたという事実は認められない。また、同条第2項に規定する「個人の市民税を減免すべき事由があることが明らか」であることを示す事実も認められず、処分庁が職権で減免することも適当でない。

したがって、処分庁が、本件賦課処分において、市税条例第33条第1項第2号に基づく市民税の減免を行わなかったことについて、何ら違法又は不当な点は認められない。

4 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件賦課処分に違法又は不当な点は認められない。

5 結論

よって、本件賦課処分は違法又は不当であるとはいえないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

神戸市行政不服審査会

会 長 水 谷 恭 子

委員 興津 征雄

委員 大原 雅之